

東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画（案）に対する 意見募集結果について

1 実施内容

（1）意見募集期間

令和4年11月17日（木）～12月16日（金）（30日間）
8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

（2）資料公表場所

（ア）公共施設

- ・東紀州環境施設組合（尾鷲市矢浜3-2-3）
- ・尾鷲市環境課（尾鷲市古戸町10-9）
- ・熊野市環境対策課（熊野市有馬町5233）
- ・紀北町環境管理課（紀北町東長島769-1）
- ・御浜町生活環境課（御浜町大字阿田和6120-1）
- ・紀宝町環境衛生課（紀宝町鵜殿324）

（イ）ホームページ

- ・東紀州環境施設組合

（3）提出資格

尾鷲市・熊野市・紀北町・御浜町・紀宝町に在住または通勤・通学している方
及び利害関係者の方

（4）提出方法

指定の意見様式を持参、郵送、FAXまたはEメールのいずれかにより提出

2 実施結果

（1）意見提出者

38名

（2）意見内容

別紙のとおり

※寄せられたご意見について、誤字・脱字と思われるものも含めてそのまま記載
しています。なお、「個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が
害されるおそれがあるもの」については、事務局で修正しています。

3 基本計画（案）に対する主なご意見と組合の考え方

（1）基本計画（案）に対する内容

対応区分		
<p>①反映する：答申案に意見や提案内容を反映させていただくもの。</p> <p>②反映済：意見や提案内容がすでに反映されているもの。</p> <p>③参考にする：今後の取り組みに意見や提案内容を参考にさせていただくもの。</p>		

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	P2	基本計画に掲げる基本方針をどのように実現していくのか 意見者：H	②	基本方針は、新ごみ処理施設を整備するにあたりその方向性やあり方を明確にするために基本構想において定めたものであり、基本方針をより具体化したものが基本計画になります。 今後、基本計画をもとにした要求水準書の作成や実施設計などを通じて、適切な施設整備事業の実施に努めてまいります。
2	P6	建設予定地は施設整備に適さないのでないか 建設予定地は傾斜地であり、災害時に土砂流出などの懸念がある 意見者：A, H, AD, AE, AF	②	組合では、令和3年度に建設予定地の地質調査を実施しており、新ごみ処理施設の建設に支障がないものであることを確認しています。 また、建設予定地は土砂災害警戒区域等の範囲には含まれていないことなどから、土地利用に関して問題がないと考えております。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
3	P7 (P38)	排水処理及び放流先に関する懸念がある 意見者 : A, C, H, Y, AB, AC, AL	②	<p>新ごみ処理施設では、発生する汚水や排水を処理・浄化するための排水処理設備を設置し、ごみピット汚水、洗車排水、プラットホーム床洗浄水などを含むプラント排水や、事務所からの生活排水など、いわゆる汚水については全て排水処理設備で処理を行います。</p> <p>また、処理水についても、プラント設備など場内で再利用することで施設外へ放流しないクローズド方式を採用することとしています。</p> <p>なお、排水処理の詳細については、実施設計時に決定することとなりますので、ご意見として承り、安全・安心に配慮した施設となるよう検討を進めてまいります。</p>
4	P7 (P38)	雨水処理及び放流先に関する懸念がある 意見者 : A, C, H, AB, AC, AL	②	<p>雨水は、プラント排水や生活排水等の汚水とは区別し、雨水調整池の設置などの雨水対策を実施したうえで、公共用水域へ放流することを想定しています。</p> <p>なお、雨水対策の詳細については、実施設計時に決定することとなりますので、ご意見として承り、安全・安心に配慮した施設となるよう検討を進めてまいります。</p>
5	P8	処理対象物はどのように決めたのか 意見者 : H	②	新ごみ処理施設の処理対象物については、現有施設の処理対象物を基に、構成市町間の合意に基づいて設定しています。
6	P8	災害時の災害廃棄物等とはどのような災害を想定しているのか 意見者 : H, Q, R	②	特定の災害に限定しているということはありません。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
7	P10	計画処理量や施設規模に関して、5市町の人口減少やごみ減量化の取組をどう捉えているのか 意見者：C, D, H, S, T, AK	②	新ごみ処理施設の計画処理量は、国が公表している将来推計人口や、構成市町が実施している減量化策を見込んだ1人1日あたりのごみ排出量などから設定しています。
8	P20	ごみ質分析頻度に差があるが、適切なごみ質設定はできているのか 意見者：H, K, L, M, V, AK	②	焼却ごみについては、年4回以上のごみ質分析が法令により義務付けられていますが、各市町ではこれまで年4回～12回の分析を行ってきており、十分な量の分析データが蓄積されています。新ごみ処理施設の計画ごみ質は、平成26年度～令和2年度の各市町の分析結果などを基に、市町間のごみ量の違いなどを考慮して設定されており、適切なものであると考えています。
9	P21	発熱量が他自治体より低いとする理由が誤っているのではないか 意見者：H, AI, AJ, AK	②	国の調査において、東紀州地域の可燃ごみは、県平均と比べ、水分が多く、可燃分が少ないとという結果が出ており、これが他自治体との発熱量の差につながっていると考えています。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	P21	基準ごみの発熱量設定 6,800kJ/kg-wet は妥当性に欠けるのではないか 意見者 : H, AI, AJ, AK	②	5市町の可燃ごみの発熱量の加重平均（市町間のごみ量の違いを考慮した平均）が約 6,800 kJ/kg-wet となっており、設定は一定妥当なものであると考えています。 一方、ごみの組成から考えるともう少し高い数値になるのではないかとのご指摘を、策定委員会においても頂いていることから、現在、法令による分析のほか、発熱量を実際に測定する調査（実測分析）を各市町において実施しています。 以上から、基本計画（案）では、発熱量を 6,800 kJ/kg-wet に設定したうえで、今後事業発注段階において、その時点までに得られる実測分析の結果などと合わせ再度検討する旨を記載しています。
11	P23	渋滞対策検討の必要性はないのか 意見者 : A, H, U, AK	②	新ごみ処理施設の整備運営に伴い、周辺地域に迷惑をおかけする事がないよう、持込車両などによる渋滞対策を実施することが必要と考えております。 一方、その詳細については事業者の提案を基に実施設計に合わせて決定することとしているため、基本計画（案）においては、対策の基礎資料となる搬出入車両条件について記載しています。
12	P23	搬出入車両に伴う環境影響はどうか 意見者 : H	③	現在実施している周辺環境影響調査において確認しているところであり、調査結果を踏まえ適切に事業を進めてまいります。
13	P26	様々な処理方式を検討するべきだ 意見者 : C	②	処理方式の選定にあたっては、あらゆる処理方式を検討対象としたうえで、事業者へのアンケート調査などを通じて、最適と考えられる処理方式を選定しました。
14	P35 (P93)	事業運営に係るリスク分担を明確にする必要があるのではないか 意見者 : H	③	組合と事業者のリスク分担に関する具体的な考え方については、事業発注段階においてお示しする予定です。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
15	P35	維持管理など事業運営の条件に関して検討が必要ではないか 意見者 : H	③	ご意見として承り、適切な維持管理、事業運営となるよう今後事業発注に向けて検討してまいります。
16	P38	ダイオキシン類や排ガス、排水などによる環境影響が懸念される 意見者 : B, C, F, H, I	②	<p>新ごみ処理施設では、最新の公害防止設備を設け、公害防止基準を遵守することで、環境負荷の低減及び周辺の生活環境の保全に努めてまいります。</p> <p>公害防止基準（ダイオキシン類、硫黄酸化物ほか）については、法規制値と同等もしくはそれ以上に厳しい値に設定しており、構成市町の既存施設や県内他施設の設定状況を考慮して決定しています。</p> <p>参考に、排ガス中のダイオキシン類に関して、現行施設（尾鷲市清掃工場）の法規制値（単位：ng-TEQ/m³ N）が 5.0、新ごみ処理施設の法規制値が 1.0 のところ、新ごみ処理施設の公害防止基準は 0.1（法規制値の 1/10）に設定しています。</p> <p>また、現在周辺環境影響調査において施設整備による環境影響を確認しているところであり、調査結果を踏まえ適切に事業を進めてまいります。</p>
17	P57	高さ 59m の煙突では不十分ではないか より高い煙突が必要ではないか 意見者 : A, H, N, W, AK, AL	③	<p>基本計画（案）では、「排ガスの拡散による環境影響」「景観への影響」「航空法への対応」「建設コスト」「他自治体の整備事例」の観点から、煙突高さを 59m に設定しました。</p> <p>一方、「排ガスの拡散による環境影響」に関しては、現在実施している周辺環境影響調査において建設予定地周辺への排ガスの影響について確認しているところであり、調査結果を踏まえて適切に判断したいと考えています。</p>
18	P64	始動用電源とはどのようなものか 意見者 : H, Z, AA	②	ここでは、「7.8.4 非常用電源設備」のこと指します。

番号	該当箇所	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
19	P66	非常用電源設備の役割に関して、停電時の炉の立ち下げに関する記載が必要ではないか 意見者：I	①	ご意見を受け、「7.8.4 非常用電源設備」において、非常用電源設備が備えるべき機能として、停電発生時における炉の立ち下げおよび公害防止設備等の関係設備の稼働を含む、施設の安全停止に必要な電力の確保に関する記載を追記しました。なお、設備の詳細については実施設計時に決定することとなりますので、基本計画（案）ではその機能や役割について記載しています。
20	P67 (P14)	災害発生時に一般ごみは受け入れるのか 意見者：H, X, AG, AH, AK	②	災害時においても、日常生活に伴って発生する生活ごみを含め、可能な限りごみを受入・処理する計画です。 また、必要に応じて近隣自治体や県などの関係機関と連携・協力することなどにより災害廃棄物処理を行う方針としております。
21	P67	停電時にはどう対応するのか 意見者：H, AG, AH, AK, AL	②	停電発生時には、炉本体や公害防止設備等を含む施設全体の安全停止を行うとともに、停電が長期化した場合には、非常用発電設備を活用し、ごみの受入を行うことを想定しています。 なお、燃料や薬剤等については、国のマニュアルに準じて1週間分程度の備蓄を想定しています。 また、必要に応じて近隣自治体や県などの関係機関と連携・協力することなどにより災害廃棄物処理を行う方針としております。
22	P68	ごみピットの耐久性に懸念がある 意見者：H, O, P, AD, AE, AF, AK	②	ごみピットに関しては、「震度7相当の地震に対する耐震性を確保する」(7.8.3 防災機能計画) 「水密性を考慮した構造とする」(8. 建築計画)など、構造や強度に関する記載を踏まえたうえで、実施設計時にその詳細を決定してまいります。

(2) その他の内容

(施設整備事業全体に係るご意見など、基本計画の内容に直接関係しないもの)

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	個別に施設整備を行うべきだ 意見者 : B	本事業については、構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）間における基本合意のもと、各市町議会の議決を得たうえで事業を進めているところです。引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、広域での施設整備にご理解いただきますようお願いします。
2	施設整備に反対である 意見者 : C, D, E, F	本事業については、構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町）間における基本合意のもと、各市町議会の議決を得たうえで事業を進めているところです。引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、広域での施設整備にご理解いただきますようお願いします。
3	基本計画に関する説明が不十分である 意見者 : G, J	基本計画の策定に関しては、策定委員会の資料や議事概要を組合ホームページに掲載するとともに、各市町とも相談のうえ、令和4年8月と11月に建設予定地である尾鷲市において説明会を実施しました。 また、説明会の開催にあたっては、各市町広報誌への掲載や尾鷲市ワンセグ放送を通じた事前周知を行うとともに、説明会終了後には、参加出来なかった方も確認できるよう、配布資料や議事概要を組合ホームページに掲載するなどの対応を行いました。 引き続き丁寧な説明に努めてまいりますので、広域での施設整備にご理解いただきますようお願いします。
4	ごみの減量化に努めるべきだ 意見者 : B, D	ごみ減量化に関しては、組合としても取組の必要性を認識しており、実施主体である構成市町と連携して取り組んでまいります。

資料1 別紙

意見者	該当箇所	寄せられた意見
A	P 6	土地利用規制において、河川法の規制は無になっているが予定地は真砂川の河川敷の造成地であり、震災時に土砂の流出が懸念されるが、どのような対処法をお考えか？
	P 7	プラント排水とは、ピット内の汚水のみを意味するのか？また、洗車排水や構内の雨水はゴミが付着しており浄化槽の設置が必要だと考えるが、どうお考えか？同時に、雨水調整池では、汚水処理とはならず下流部の上水道取水口に流れ出る可能性があるか具体的にどのように対応するのか？
	P 23	車両搬出入における渋滞対策は検討されているのはなぜか？
	P 57	ダウンウォッシュダウンドラフトが常に起こっている地形であり、三田火力発電所は当初 120m の煙突であったが亜硫酸ガスの影響が市民生活を脅かし 230m まで高くして拡散させた。煙突が高いと景観上のバランスが悪いコストが高くなる等の事由で 59m の計画となっているがダイオキシン類等で長期間に渡り、被害を起こす可能性があるのでコストをかけても高い煙突が必要だと考える。どのようにお考えか？
B	全般	<p>市長が須賀利での懇談会の時、尾鷲市の現在のゴミ焼却場は老朽化して、修理費に毎年大きなお金がかかるので、この広域ゴミ処理施設が必要だと言つておられました。私は新しい大型の処理場を作るよりも、今あるゴミ焼却場を、小さく新しく建て替えた方がいいと思います。</p> <p>東紀州地域はどんどん人口も減っていき、ゴミそのものも少なくなっています。各地域が処理場を作つてゴミを減量する活動を、住民とともにやつていつたらどうでしょう。</p> <p>広域からゴミを尾鷲に運んで来ることは車の排気ガスによる害を毎日その地域の住民が受けすることになります。又、処理施設からの排ガスのダイオキシンや CO₂ の害もずっと受け続けることになります。他の地域のゴミをどうして尾鷲市が受け入れなくてはならないのでしょうか。これから、何十年もこの施設の建設費、運営費をずっと払い続けなくてはいけません。市民への財政的な負担も大きくなり、子や孫の代へつけをまわすことになるのではないでしょうか。この計画案には1日に204台のパッカー車が入ってくる予定だそうで、びっくりしてしまいました。ゴミ処理は燃やすことだけが解決策ではなく、市と住民が共に、ゴミを少なくすることを話し合い、行動することも大切だと思います。</p>
C	全般	<p>東紀州 5 市町広域ごみ処理施設整備基本構想、基本計画（以下、ごみ処理施設整備計画と称する）の問題を尾上町長に何度も質問し提案も行って参りましたが、問題の1つ1つは環境施設組合で解決していくと逃げの答弁でした。</p> <p>多分、尾上町長は私の質問や提案を環境施設組合に提出していないと思います。</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>ますので、この際提出いたします。</p> <p>さて、尾鷲市中央公民館で行われました基本構想と基本計画の説明会に参加いたしましたが、ごみ処理施設建設地の尾鷲市は勿論、東紀州全域の財政環境生活産業にとって負の遺産となることを強く感じました。</p> <p>その理由はごみ処理施設整備計画を行うまでの基本となる（1）ごみ問題とは何かを議論していない（2）全国各地の特色あるごみ処理施設の調査検討をしていない（3）ごみ問題の学者、研究家の話しを聞いていない（4）広域のメリット、デメリットの調査研究をしていない（5）ごみ減量対策をせず（人口減少分のごみ減量だけ）施設規模を決定している（6）ごみの中で一番やっかいな生ごみの処理についてバイオガスを含めた調査検討をしていない。</p> <p>この他にもあると思いますが、ごみ処理施設整備計画は 30 年以上前の焼却、埋め立て処理の考えです。</p> <p>減量とリサイクルを重視したごみ処理を考えておりません、今ごみ問題は持続可能な社会を実現するための環境対策の重要テーマです。</p> <p>極論ですがごみ処理施設整備計画は東紀州 5 市町の端から端まで 70km 道程 75km の広いエリアのごみを 1ヶ所に集めて焼却する場所探しに 10 年間かけたのです。</p> <p>しかもやっと探した尾鷲市野球場は（1）移転先は津波の浸水地域（2）尾鷲市水道水源の上流で、ごみ処理施設から出る汚水やダイオキシン汚染水が流れ込む心配がある（3）近隣住民が反対している（4）国道 42 号からの進入路問題もあり適地ではない。</p> <p>1 計画策定の目的と経緯 計画策定の検討に基本的な問題があります。</p> <p>(1) 施設規模 人口減少に伴うごみの減量しか考えておりません。 3R を実施してごみの減量を行えば施設規模を半分にすることも出来る。 建設費、運営費も半分になります。</p> <p>(2) ごみ処理方法 生ごみ浄化槽、汚泥も焼却する方式でなく、例えばバイオガス化を含めいろんな処理方法を考えるべきです。</p> <p>(3) 環境保全計画など (3)-1 建設予定地の野球場は尾鷲市水道水源の上流です。 ごみ処理施設から出る汚水が心配です。 ダイオキシンに汚染された雨水も心配です。</p> <p>(3)-2 東紀州の端から端まで 70km、道程で 75km の距離を運搬する車の排</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>ガス、ガソリン代、人件費、車の購入費、修理維持費等大きな問題です。</p> <p>(3)-3 建設予定地は勿論、東紀州は世界遺産熊野古道が通り、吉野熊野国立公園に囲まれ、熊野灘で獲れる魚介類、みかん栽培は自然環境が命、宝、財産です。この地域をパッカー車がひっきりなしに通る。想像しただけでも身振いがします。豪雨、台風時の危険もあります。</p> <p>2 施設整備基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全、安心で信頼性の高い施設 ②環境にやさしく地域と調和した施設 ③循環型社会形成に寄与する施設 ④経済性に優れた施設 ⑤災害に強い施設 ⑥長期にわたり健全で寿命の長い施設 <p>以上は、東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画の基本方針とは思えません。実際と大きく違います。別なプロジェクトの方針ではありませんか。</p> <p>結論 東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画を白紙に戻し、東紀州 5 市町ゼロから考え直すべきです。</p> <p>参考資料等として、論文名、雑誌名等を記載しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産廃処理の総合専門誌 INDUST 2022 年 10 月号 特集バイオガス化最前线 ○議員研修誌 地方議会人 2019 年 5 月号 特集 ごみの減量化とリサイクルの実践－循環型社会の形成－ ○持続可能なまちは小さく美しい－3 章 環境力－すべてのごみは資源である 徳島県上勝町長 笠松和市 2008 年 6 月 ○究極のごみゼロ社会を目指して－資源回収法を制定して持続可能な社会を－徳島県上勝町長 笠松和市 「神奈川大学経営研究所国際フォーラム」 No. 19 2008 年 ○ごみ処理施設の整備について 東京エコサービス(株)技術部長 谷川哲男 2021 年 7 月 ○みんなでごみ半減へ－荒神山を守る会共同代表 後藤実 杉原秀典 2020 年 ○固形燃料を発電・熱供給に変更する工事 全国の热水活用及びバイナリ一発電の事例集 (株)環境施設コンサルタント 取締役 宮崎啓介 2020 年 ○ごみ問題の基本を考える 於 三重県紀北町・環境資源廃棄物問題研究家 岩佐恵美 (元国會議員) 2020 年 2 月

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>○燃やすごみが減った－注目される事業系可燃ごみの減量対策－ 議会と自治体 2019年4月</p> <p>○新たな局面に立たされた廃プラスチック問題 議会と自治体 2019年9月</p> <p>○一般廃棄物の現状と問題点を考える 議会と自治体 2019年11月</p> <p>○脱炭素、「脱プラスチック」社会の廃棄物行政を考える 議会と自治体 2021年5月</p> <p>○地球温暖化とごみ問題を考える 議会と自治体 2020年10月</p> <p>以上5つの論文 環境資源廃棄物問題研究家 岩佐恵美</p>
D	全般	<p>広域ゴミ処理施設について 財政難の現在、約79.5億円もかけてやるべきではない 将来の人口減を考えた時、建設することが是なのか? 今一度立ち止まって再検討すべきだ。 総額200億円にのぼる費用は将来にツケを残すのみ!!今こそゴミ減量政策を接極的に推進すべきだと思う。</p> <p>①広域ゴミ処理施設反対について</p> <p>①—1 建設予定地の現行野球場を移転する工事費が無駄であり、移転先が 浸水地域という矛盾があり納得はできない</p> <p>①—2 南北70kmの広範囲から尾鷲市にゴミを持ってくる経費(ゴミ収集車 の燃料代、オイル、タイヤ)が無駄である</p> <p>①—3 耐用年数がせまっており(老朽化が進み修理代がかさむ。単独で新 しい物をつくるより広域で実施する方が費用の低減になると説明し ているが建設する事が前提で説明されており他の方法の検討はした のか?</p> <p>①—4 ※焼却施設をやめ他市町で燃やしてもらう方が良いのか?その事に ついて検討したのか?</p> <p>②現行ゴミ処理施設の修理費について</p> <p>②—1 修理内容を吟味し他に修理方法がないのかつまり修理の質と耐久性 を考えた時、他の業者との比較検討はしているのか?</p> <p>②—2 特定の業者ではなく他の業者の方がより良い修理ができるのではないか?</p> <p>③ゴミ減量政策</p> <p>③—1 ゴミを減らせば炉の負担は減る</p> <p>③—2 ゴミの徹底分別を行なう必要有り</p> <p>③—3 福岡県の大木町では27品目に分別している。(人口1万7千ほどの 町で尾鷲市と同じくらい) 焼却炉を持たず他市町に依頼している。 →可燃ゴミの1世帯当たり1ヶ月30ℓの袋2袋にとどまっている。</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
E	全般	<p>令和2年12月「広域ごみ処理施設整備基本構想(案)に対するパブリックコメント意見書を提出しているが、なんの説明も受けておりません。</p> <p>令和4年に入り、ごみ処理施設の環境調査が開始されているが、ごみ処理施設建設予定地の真砂川を挟んだほぼ並行地にある太陽光発電設備への影響を懸念しております。</p> <p>ごみ処理施設建設工事に発生する、振動、沈下による地盤に対する悪影響の懸念。</p> <p>ごみ処理施設建設中、後による埃、チリ、ごみなどにより発電量の低下に懸念</p> <p>環境調査実施中ですが、</p> <p>影響を受けるのは近隣の事業所ですので、個々に環境調査対象とすべきだと思われます。</p> <p>説明なしで事を進めていくやり方に</p> <p>ごみ処理施設建設断固反対します。</p>
F	全般	<p>3年前から「ごみ処理施設が建設される」と尾鷲市行政の一方的な通達だけで、私共納得する説明はありません。</p> <p>建設予定地の場所は私共からよく見え、音もよく響きます。</p> <p>予定地に建設が始まると騒音、振動、排ガス、粉塵など公害が発生し私共の仕事に悪影響が出ます。</p> <p>ましてや人の健康被害も出ます。</p> <p>ましてごみ処理施設が稼働されると、有害物質が排出され私共の製品に影響が出る可能性があり、営業ができなくなります。</p> <p>全国各地のごみ処理施設で排出される有害物質のデーター改ざん、隠ぺいが相次いでいるのも事実です。</p> <p>有害物質排出が0では無いのに安心安全とは言えません。</p> <p>災害ごみ、し尿処理汚泥まで焼却するなど産業廃棄物並みの焼却物です。</p> <p>環境調査の結果を待つまでもなく、私共は悪影響を受けます。</p> <p>悪影響をたどる施設であることを認めようとせず、責任も取らず、建設ありきで事を進めようとしている行政に納得できません。</p> <p>即刻、建設を中止してください。</p>
G	P 1	<p>1ページの目的と経緯</p> <p>5市町で検討を進めてきた、一部事務組合設立準備会、東紀州環境施設組合を行政だけで一方的に進めている感がする。</p> <p>この事業について、数回の説明会であったかも市民の理解を得たような事實を積み上げているが、真に住民の理解や合意を得ているとは思えない。</p> <p>さらに、周辺の方には説明しているというがどの範囲まで行ったのか、また周辺住民とはどの範囲をさすのか明確な位置づけをしていない。</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>中途半端な進め方は、後に禍根を残すと思う。</p> <p>もう一度、振り返り矢浜、向井地区には集中して基本計画の説明会を随時行うことを意見とする。</p> <p>1・2回程度で、理解を得ているなどと思うことはもってのほか。</p> <p>明確な回答を求める。</p>
H	全般	<p>基本方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の保全に万全を期することは、事業者として当然ことである。どのように万全を期すのか ・適正処理を維持するため、安定的な稼働が可能な施設しているが。適正な処理をするということは適正でないこともあるのか、また、安定的な稼働とは、24時間稼働させて(維持点検は除く)、排気環境に配慮することか ・環境負荷を低減するとは、具体的にどのように取り組むのか、焼却施設機器だけのものだけでなく。 ・有害物の排出を抑制するのは施設責任者の責務である。では、日々の周辺環境保全を具体的にどのように取り組むのか。 ・ライフサイクルコストを低減する施設とは、どのような施設ですか。今の施設計画では、不明確です。 ・災害に強い施設として、耐震・耐水性を備えた強靭化としていますが、予定地は傾斜地で河川の側で現実的に強靭な施設を設置しても土地の安全性が高くなればどうしようもないのではないか。 <p>テールアルメで平らにはしているが、既存斜面に水が回れば崩壊の恐れもある。(この工法で、すでに崩壊した事例が多く報告されている)</p> <p>地質調査の報告では、支持層まで杭を設置しているが高さの合わない杭を打っても安定性が確保できるのか。</p> <p>また、支持層まで掘り込み過ぎると既存の斜面地を破碎してしまう恐れはないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化を図るということは、日々のメンテナンスに相当の費用をかけることとなる。よって、ライフサイクルコストを低減するとしているが。ランニングコストとの考え方と整合性が図られるのか。その試算は、示されているのか。
	P 4	<ul style="list-style-type: none"> ・建設予定地は、あくまでも予定地であって確定した土地ではない。何故、他の土地との比較検証した資料が提示されないので。 ・予定地は、傾斜地であり安定している土地とはいがたい。斜面地を利用した国内での事例を示されたい。
	P 6	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び県条例の規制対象で、県建築条例での崖については、宅地造成等規制法をもとに条例化されていると思うが、特に恒久的な公共施

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>設の設置がこの場所に適切なのか。災害に強い施設といえるのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、河川法の規制は無いとなっているが予定地の真砂川の河川敷の造成地であり、土砂の流出が懸念されるがその検証はされたのか。 ・この施設は、尾鷲市水道取水口の上部に位置し、ピットが有筋コンクリートであったとしても4、ヘヤークラックや震災時の亀裂によりピット内の汚水の漏水・流出が考えられるがどのように対処するのか ・この場所に、処理施設を設置した場合県の開発許可基準に基づき緑化をしたとき、テールアルメに影響が出ないのか、また景観法に配慮計画(熊野古道からの目線)で擁壁に影響は出ないのか。 <p>例えば、低木で対応した場合は、前述の熊野講堂から目線・景観に配慮できるのか。</p>
P 7		<ul style="list-style-type: none"> ・プラント排水とはピット内の汚水のみを意味するのか。洗車排水や行内の排水は、ゴミ類が付着しており沈殿槽や浄化槽の設置が必要ではないか。 ・雨水調整池では、汚水処理とはならず下流部の上水道取水口にながれでるのではないか。
P 8		<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象物のうち、熊野市・紀北町のし尿処理汚泥の焼却を行う理由を示してほしい。現在も、自区内処理をしているのであれば、わざわざ焼却量を増やす必要はない。その検討はされたのか。 ・災害時の災害廃棄物などの処理について想定する。と書かれているが、災害時とはどの程度規模の災害を想定しているのか。
P 10		<ul style="list-style-type: none"> ・計画処理量について、人口減に伴う量、國の方針等により3Rの推進、あわせて2市3町による減量の取組(現在どのようにごみ環境に取組方針があるか)の考え方を示してほしい。なぜなら、炉の大きさを再検討する根拠となるはずである。 ・人口推計の人口減少率が高止まりしている。20年後の5市町の人口は3万人程度ではないのか。
P 14		<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフの災害ゴミは、ゴミ処理施設の規模に反映させないことは理解できるが、南海トラフ級の災害発生時に一般ごみを受け入れないのか。
P 19		<p>紀北町のし尿汚泥のごみ質分析調査は、何故数回分しか無いのか、計画は何年も前からあり紀北町は広域ごみ処理施設でし尿汚泥を焼却する計画があるなら、焼却に対してごみ質の分析を何故行わなかったのか、しなかった理由を示してください。</p>
P 20		<ul style="list-style-type: none"> ・5市町における分析頻度が大きく異なると書かれているが、広域ごみ協議が始まった時点で何故分析頻度や分析方法を統一しなかったのか。 ・ごみ質の設定は、P19に掛かれているとおり、焼却炉の設計にあたり最も重要なデータである。にも、拘わらずこの期に及んで分析結果が殆ど

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>無いに等しい状況において基本計画ができるのか。実施設計でまとめればいいと思っているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> データがない状態で焼却炉を設計し、工事中や稼働後に故障したとき保証は誰が責任を取るのか。 修理代は設計業者が瑕疵として負担するのか。
P 2 1		<ul style="list-style-type: none"> 「設定した低位発熱量については、他自治体に比べ低い値となっている。これはゴミに含まれる水分が多く、可燃分が少ないとや、可燃分に含まれる厨芥類の割合が高いと言う東紀州地域のごみ質の特性」と書かれているが、ごみ質に含まれるビニール・ゴム・プラスチック類が 22.4% も含まれており、「可燃分が少ないとや、可燃分に含まれる厨芥類の割合が高いと言う東紀州のごみ質の特性によるものと考えられる」と書くことは妥当性に欠ける。 高カロリーのビニール・プラスチックが三重県平均とほぼ変わらないにも関わらず、低位発熱量が三重県平均より実則値で 1,637 (kJ/kg-wet) も低いのは分析回数が少なすぎるか、もしくはゴミ検体採取において偏りすぎているのではないか、このことは策定委員会でも指摘されており、エビデンスが無い中での設計は控えるべき。 P19 に「焼却炉は、発熱量に合わせて適切な炉内容積を設定する必要がある」と書かれているが、ごみ質が低カロリーの 6,800 で設計されると、冷却空気層を持たない炉となる恐れがある。その時ビニールやプラスチックが多いゴミが投入されると炉内の温度が上がり、冷却できないと炉の表面に溶けて付着する、付着した溶解物質は炉壁を下り、排出口で固まる。そして炉は使えなくなり、修理が必要になる。同対処するのか。 設定ごみ質のカロリーが今まま低く見積もると、送風能力も小さいものが入る、高温になると酸素供給量が不足して不完全燃焼となり有害物質が発生する。どうのように対処するのか P21 の後に P19 の文章が来るべきであり、真面目なごみ質の分析が必要。当初からごみ質は 6,800 (kJ/kg-wet) と書かれ、なんの見直しもなく(策定委員から毎回注意されていたにも関わらず)この低カロリーで設計するのか。
P 2 3		<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両条件について、204 台/日と想定されているが、時間帯が示されていない。あわせて、排気等による環境配慮は検討されたのか、通過する道路は谷筋となっており「やのこ峠」の奥深く続いている。その観点は、どうなのか。 車両搬出入における、渋滞対策が検討されていないのはなぜか。
P 3 5		<ul style="list-style-type: none"> 運営方式について、BOT による方法が評価結果が高いことにより採用される可能性が大と思われるが。

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>P93 による比較表から推察されるのは、リスク分担を明確にすることが必要ではないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカーは焼却施設のほとんどが特許製品であることから、各部品の取り換えなど相当な価格設定がされる可能性がある。でなければ、市販部品で安く維持管理できると思われるがどう考えているのか。 償却資産であることを考え、年間の維持管理・修繕費の上限設定を設けての運営を考える必要があるが、いかがなものか。
P 5 7		ダウンウォッシュ・ダウンドラフトが常に起こっている地形であり、中部電力三田火力発電所は当初 120mの煙突を立てていたが亜硫酸ガスの影響が市民生活を脅かし、230mまで高くして拡散させた。この対応から、今回施設の高さの基本的な考え方を示す費用がある
P 5 8		煙突が高いと景観上バランスが悪くなる・コストがかかる・他自治体の事例とかで 59mの計画がなされているが、ダイオキシン類は匂いもなく酸性雨のような被害も出ない代わりに水に溶けにくく長期間の生物濃縮を起こす物質でありコストがかかっても高い円筒が必要と思われるが見解は。
P 6 1		排水処理は雨水も含めて二・三次処理槽が必要ではないか。
P 6 4		始動用電源とは何を指すのか。
P 6 7		「停電時には施設の受け入れに係る部分のみを稼働させることを想定し、必要な規模の非常用発電装置を整備する」と書かれているが、近年懸念されるスパー台風などによる長期の停電時に一般ごみの受け入れは一週間で中止するのか、大災害時における一般ごみの受け入れはする予定はないのか。南海トラフ大震災級の災害時にも一般ごみは出ると理解しているか。
P 6 8		<p>ゴミ室にし尿汚泥等を含め水分が多いとしたら、勾配をつけて常時汚水に触れる部分のコンクリートの漏水計画がなされていない。対処方法の明文化が必要ではないか。</p> <p>※あとは、様々な意見が出されると思うが、今後の検討課題とするとか実施設計に委ねるなどの回答は、現に慎しんでもらいたい、コメントに対しては誠意のある回答をすること。</p>
I	全般	<p>全般のダイオキシンについて 広域ごみ処理のごみ燃焼から排出されるダイオキシンの有害性について検討する。</p> <p>国の『ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン』の中でその毒性が強く、環境汚染が大きな問題になっている。ベトナム戦争で使</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>用された枯葉剤中の不純物としてもよく知られている。</p> <p>ごみ焼却施設から排出されるダイオキシンが周辺住民に不安を与え、社会問題化している。</p> <p>東紀州広域ごみ処理施設では、炉内焼却温度は 850°C以上でダイオキシンを分解して、大気温度で再合成するものを、200°C以下に急速冷却することによって削減するような設備である。</p> <p>まか奇妙な特性を持ったダイオキシンである。はたして真砂川上流に計画するごみ処理施設が市民に害を及ぼすか心配するのである。その下流には、市水道の水源取水施設がある。周辺は、盆地地形で現状は、冬場には幾多の燃焼により逆転層現象により長々とたなびいている(矢川上流～熊野古道センター)のが見られる。</p> <p>新設のごみ処理施設の排煙も同じような形態となり、その相乗効果により有害成分が水道水に与える影響は明らかである。10年、20年先に有害物質が与える影響は、環境アシメントで、明確な環境影響評価は得られるとはないと思う。</p> <p>この問題は用地選定、基本計画以前に問題提起して解決するべきであつたと思うのである。</p>
P 6 6	7.8.4 非常用電源設備	<p>Q&A にあるように 非常用電源の設置は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電発生時に稼働している炉の立ち下げ ・停電時に施設の受入れに係る部分のみを稼働 <p>を補う非常用発電機容量とする回答であった。</p> <p>2 炉稼動中停電発生時に稼働している炉の立ち下げをしようとすれば、持続して送風機、燃焼装置、集塵機、ダイオキシン除去設備、監視装置 etc の常時運転に必要な電力が必要不可欠である。</p> <p>よって非常用発電機の必要容量は、2 炉運転可能なものであるとすることで基本計画本文に反映されたい。</p> <p>停電時の炉の立ち下げに非常用発電機電源の必要性は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉内の急速冷却により炉材の劣化が大きく促進される。 ・急激な運転停止で炉内の燃焼が止まり、多大な不完全燃焼が生じ、二酸化炭素、ダイオキシン類が過剰に発生する。 <p>このようなことが想定されることを防止する目的である。</p> <p>7.8.5 では、燃料保管、薬剤等の備蓄は、1週間程度の備蓄が出来るような設備を計画することである。ことから非常用発電機の燃料に於いても同様に確保する必要がある。尚実際に長期の停電が生じた場合には、出来</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>るだけの運転継続が出来るように補充の計画も同時進行されたい。</p> <p>追記 非常用電源(停電対策)は、無停電電源装置、瞬停電防止対策、非常用発電機が考えられる。</p> <p>欠陥設備とならないように充分な検討を願いたい</p> <p>その対応策について、的確な回答をお願いする。</p>
J	全般	<p>計画を知ったのは今月の公報。</p> <p>案の具体例を見たのは13日。</p> <p>中身をざっと見ても意味のよくわからないアルファベット文字など多く意見を具体的には申し上げられない状態です。</p> <p>ごみの事は全ての方に関係のある事。</p> <p>もっと人々に関心を持つてもらうべく説明会を開くべきではないでしょうか？ゴミを資源になどと歌っていますが、出したごみ、リサイクルごみがどうなって行くのか詳しく知りたいです。そういう説明会もやって欲しいです。</p>
K, L	P 2 0	<p>5 市町における分析頻度が大きく異なると書かれているが、広域ごみの協議が始まった時点で何故分析頻度や分析方法を統一しなかったのか。ごみ質の設定はP19に書かれているとおり、焼却炉の設計にあたり最も重要なデーターである。にも拘わらずこの期に及んで分析結果が殆どないに等しい状況において基本計画ができるのか。データーが無い状態で焼却炉を設計し、稼働後に故障した時の保証は誰がするのか。</p> <p>修理代は設計業者が瑕疵として負担するのか。</p>
M	P 2 0	<p>5 市町における分析頻度が大きく異なると書かれているが、広域ごみの協議が始まった時点で何故分析頻度や分析方法を統一しなかったのか。ごみ質の設定はP19に書かれているとおり、焼却炉の設計にあたり最も重要なデーターである。にも拘わらずこの期に及んで分析結果が殆どないに等しい状況において基本計画ができるのか。データーが無い状態で焼却炉を設計し、稼働後に故障した時の保証は誰がするのか。</p> <p>修理代は設計業者が瑕疵として負担するのか。</p>
N	P 5 7	<p>ダウンウォッシュ・ダウンドラフトが常に起こっている地形であり、中部電力三田火力発電所は当初 120mの煙突を立てていたが亜硫酸ガスの影響が市民生活を脅かし、230mまで高くして拡散させることにより解決された。</p> <p>広域ごみ処理施設から排出されるガスはダイオキシン類を含む有毒物質を微量であったとしても含んでおり、生物濃縮を含め市内に滞留せざるを得ないよう 230mの高さが必要。</p>
O	P 6 8	ゴミ室に、し尿汚泥等を含め水分が多いとしたら、勾配をつけて常時汚水に触れる部分のコンクリートの漏水計画がなされていない。対処方法の明

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		文化が必要。
P	P 6 8	ゴミ室に、し尿汚泥等を含め水分が多いとしたら、勾配をつけて常時汚水に触れる部分のコンクリートの漏水計画がなされていない。対処方法の明文化が必要。
Q	P 8	災害時の災害廃棄物などの処理についても想定する。と書かれているが災害時とはどの規模の災害を指すのか。南海トラフ以外の災害の想定でも災害が甚大で広域での処理に組み入れると、炉が大きくなりすぎる。
R	P 8	災害時の災害廃棄物などの処理についても想定する。と書かれているが災害時とはどの規模の災害を指すのか。南海トラフ以外の災害の想定でも災害が甚大で広域での処理に組み入れると、炉が大きくなりすぎる。
S	P 1 0	人口推計の人口減少率が高止まりしているのではないか。人口の減少の70%しかゴミが少なくならない根拠が無い。国の方針に反していく整合性が無い。
T	P 1 0	人口推計の人口減少率が高止まりしているのではないか。人口の減少の70%しかゴミが少くならない根拠が無い。国の方針に反していく整合性が無い。
U	P 2 3	車両搬出入における、渋滞対策が検討されていないのはなぜか。
V	P 1 9	紀北町のし尿汚泥のごみ質分析調査は何故数回分しか無いのか、計画は何年も前からあり紀北町は広域ごみ処理施設でし尿汚泥を焼却する計画があるなら、焼却に対してごみ質の分析を何故、行わなかったのか、しなかつた理由は。
W	P 5 8	煙突が高いと景観上バランスが悪くなる・コストがかかる・他自治体の事例とかで59mの計画がなされているが、ダイオキシン類は匂いもなく酸性雨のような被害も出ない代わりに水に溶けやすく長期間の生物濃縮を起こす物質でありコストがかかっても230mの高い煙突が必要。
X	P 1 4	南海トラフの災害ゴミは広域ゴミ処理施設の規模に反映させないことは理解できるが、南海トラフ級の災害発生時においても一般ごみは発生する。この一般ゴミも受け入れ無いのか。
Y	P 6 1	排水処理は雨水も含めて二次処理槽が必要
Z	P 6 4	始動用電源とは何を指すのか。明決な説明を求める。
AA	P 6 4	始動用電源とは何を指すのか。明決な説明を求める。

意見者	該当箇所	寄せられた意見
A B	P 7	プラント排水とはピット内の汚水のみを意味するのか。 洗車排水や構内の雨水はゴミが付着しており浄化槽の設置が必要。 雨水調整池では、汚水処理とはならず、下流部の上水道取水口に流れ出る、時間当たり 50m～100mが降る多雨地域である尾鷲の気候が勘案されていない、ずさんな計画であり、見直しが必要。
A C	P 7	プラント排水とはピット内の汚水のみを意味するのか。 洗車排水や構内の雨水はゴミが付着しており浄化槽の設置が必要。 雨水調整池では、汚水処理とはならず、下流部の上水道取水口に流れ出る、時間当たり 50m～100mが降る多雨地域である尾鷲の気候が勘案されていない、ずさんな計画であり、見直しが必要。
A D	P 6	土地利用規制において、河川法の規制は無となっているが、予定地は真砂川の河川敷の造成地であり、震災時に土砂の流出が懸念される。 この施設は尾鷲水道取水口の上流部に位置し、ピットが有筋コンクリートであったとしても、ヘヤークラックや震災時の亀裂によりピット内の汚水の流出が懸念される、基本計画に対処方法の明記が必要。
A E	P 6	土地利用規制において、河川法の規制は無となっているが、予定地は真砂川の河川敷の造成地であり、震災時に土砂の流出が懸念される。 この施設は尾鷲水道取水口の上流部に位置し、ピットが有筋コンクリートであったとしても、ヘヤークラックや震災時の亀裂によりピット内の汚水の流出が懸念される、基本計画に対処方法の明記が必要。
A F	P 6	土地利用規制において、河川法の規制は無となっているが、予定地は真砂川の河川敷の造成地であり、震災時に土砂の流出が懸念される。 この施設は尾鷲水道取水口の上流部に位置し、ピットが有筋コンクリートであったとしても、ヘヤークラックや震災時の亀裂によりピット内の汚水の流出が懸念される、基本計画に対処方法の明記が必要。
A G	P 6 7	「停電時には施設の受け入れに係る部分のみを稼働することを想定し、必要な規模の非常用発電装置を整備する」と書かれているが、近年懸念されるスーパー台風などによる長期の停電時に一般ごみの受け入れは一週間で中止するのか、大災害時における一般ごみの受け入れはする予定は無いのか。南海トラフ大震災級の災害時にも一般ごみは出ると理解しているか。
A H	P 6 7	「停電時には施設の受け入れに係る部分のみを稼働することを想定し、必要な規模の非常用発電装置を整備する」と書かれているが、近年懸念されるスーパー台風などによる長期の停電時に一般ごみの受け入れは一週間で中止するのか、大災害時における一般ごみの受け入れはする予定は無いのか。南海トラフ大震災級の災害時にも一般ごみは出ると理解しているか。
A I	P 2 1	「設定した低位発熱量については、他自治体に比べ低い値となっている。これはゴミに含まれる水分が多く、可燃分が少ないとや、可燃分に含ま

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>れる厨芥類の割合が高いと言う東紀州地域のごみ質の特性」と書かれているが、ごみ質に含まれる、ビニール・ゴム・プラスチック類が 22.4%も含まれており、「可燃分が少ないとや、可燃分に含まれる厨芥類の割合が高いと言う東紀州のごみ質の特性によるものと考えられる」と書くことは妥当性に欠ける。高カロリーのビニール・プラスチックが三重県平均とほぼ変わらないにも関わらず、低位発熱量が三重県平均より実則値で 1,637(kJ/kg-wet) も低いのは分析回数が少なすぎるか、もしくはゴミ検体採取において偏りすぎているのではないか、このことは策定委員会でも指摘されており、エビデンスが無い中での設計は控えるべき。</p> <p>P19 に「焼却炉は、発熱量に合わせて適切な炉内容積を設定する必要がある」と書かれているが、ごみ質が低カロリーの 6,800 で設計されると、冷却空気層を持たない炉となる恐れがある。その時ビニールやプラスチックが多いゴミが投入されると炉内の温度が上がり、冷却できないと炉の表面に溶けて付着する、付着した溶解物質は炉壁を下り、排出口で固まる。そして炉は使えなくなり、修理が必要になる。</p> <p>設定ごみ質のカロリーが今そのまま低く見積もると、送風能力も小さいものが入る、高温になると酸素供給量が不適して不完全燃焼となり有害物質が発生する。</p> <p>P21 の後に P19 の文章が来るべきであり、真面目なごみ質の分析が必要。当初からごみ質は 6,800(kJ/kg-wet) と書かれ、なんの見直しもなく(策定委員から毎回注意されていたにも関わらず)この低カロリーで設計するのか。</p>
A J	P 2 1	<p>「設定した低位発熱量については、他自治体に比べ低い値となっている。これはゴミに含まれる水分が多く、可燃分が少ないとや、可燃分に含まれる厨芥類の割合が高いと言う東紀州地域のごみ質の特性」と書かれているが、ごみ質に含まれる、ビニール・ゴム・プラスチック類が 22.4%も含まれており、「可燃分が少ないとや、可燃分に含まれる厨芥類の割合が高いと言う東紀州のごみ質の特性によるものと考えられる」と書くことは妥当性に欠ける。高カロリーのビニール・プラスチックが三重県平均とほぼ変わらないにも関わらず、低位発熱量が三重県平均より実則値で 1,637(kJ/kg-wet) も低いのは分析回数が少なすぎるか、もしくはゴミ検体採取において偏りすぎているのではないか、このことは策定委員会でも指摘されており、エビデンスが無い中での設計は控えるべき。</p> <p>P19 に「焼却炉は、発熱量に合わせて適切な炉内容積を設定する必要がある」と書かれているが、ごみ質が低カロリーの 6,800 で設計されると、冷却空気層を持たない炉となる恐れがある。その時ビニールやプラスチックが多いゴミが投入されると炉内の温度が上がり、冷却できないと炉の表</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		<p>面に溶けて付着する、付着した溶解物質は炉壁を下り、排出口で固まる。そして炉は使えなくなり、修理が必要になる。</p> <p>設定ごみ質のカロリーが今のまま低く見積もると、送風能力も小さいものが入る、高温になると酸素供給量が不適して不完全燃焼となり有害物質が発生する。</p> <p>P21 の後に P19 の文章が来るべきであり、真面目なごみ質の分析が必要。当初からごみ質は 6,800 (kJ/kg-wet) と書かれ、なんの見直しもなく(策定委員から毎回注意されていたにも関わらず)この低カロリーで設計するのか。</p>
AK	P 1 0	人口推計の人口減少率が高止まりしているのではないか。人口の減少の 70% しかゴミが少なくならない根拠が無い。国の方針に反していく整合性が無い。
	P 1 4	南海トラフの災害ゴミは広域ゴミ処理施設の規模に反映させないことは理解できるが、南海トラフ級の災害発生時においても一般ごみは発生する。この一般ゴミも受け入れ無いのか。
	P 1 9	紀北町のし尿汚泥のごみ質分析調査は何故数回分しか無いのか、計画は何年も前からあり紀北町は広域ごみ処理施設でし尿汚泥を焼却する計画があるなら、焼却に対してごみ質の分析を何故、行わなかったのか、しなかつた理由は。
	P 2 1	<p>「設定した低位発熱量については、他自治体に比べ低い値となっている。これはゴミに含まれる水分が多く、可燃分が少ないとや、可燃分に含まれる厨芥類の割合が高いと言う東紀州地域のごみ質の特性」と書かれているが、ごみ質に含まれる、ビニール・ゴム・プラスチック類が 22.4% も含まれており、「可燃分が少ないとや、可燃分に含まれる厨芥類の割合が高いと言う東紀州のごみ質の特性によるものと考えられる」と書くことは妥当性に欠ける。高カロリーのビニール・プラスチックが三重県平均とほぼ変わらないにも関わらず、低位発熱量が三重県平均より実則値で 1,637 (kJ/kg-wet) も低いのは分析回数が少なすぎるか、もしくはゴミ検体採取において偏りすぎているのではないか、このことは策定委員会でも指摘されており、エビデンスが無い中での設計は控えるべき。</p> <p>P19 に「焼却炉は、発熱量に合わせて適切な炉内容積を設定する必要がある」と書かれているが、ごみ質が低カロリーの 6,800 で設計されると、冷却空気層を持たない炉となる恐れがある。その時ビニールやプラスチックが多いゴミが投入されると炉内の温度が上がり、冷却できないと炉の表面に溶けて付着する、付着した溶解物質は炉壁を下り、排出口で固まる。そして炉は使えなくなり、修理が必要になる。</p> <p>設定ごみ質のカロリーが今のまま低く見積もると、送風能力も小さいもの</p>

意見者	該当箇所	寄せられた意見
		が入る、高温になると酸素供給量が不適して不完全燃焼となり有害物質が発生する。 P21 の後に P19 の文章が来るべきであり、真面目なごみ質の分析が必要。当初からごみ質は 6,800 (kJ/kg-wet) と書かれ、なんの見直しもなく(策定委員から毎回注意されていたにも関わらず)この低カロリーで設計するのか。
	P 2 3	車両搬出入における、渋滞対策が検討されていないのはなぜか。
	P 5 8	煙突が高いと景観上バランスが悪くなる・コストがかかる・他自治体の事例とかで 59m の計画がなされているが、ダイオキシン類は匂いもなく酸性雨のような被害も出ない代わりに水に溶けやすく長期間の生物濃縮を起こす物質でありコストがかかっても 230m の高い煙突が必要。
	P 6 7	「停電時は施設の受け入れに係る部分のみを稼働することを想定し、必要な規模の非常用発電装置を整備する」と書かれているが、近年懸念されるスパー台風などによる長期の停電時に一般ごみの受け入れは一週間で中止するのか、大災害時における一般ごみの受け入れはする予定は無いのか。南海トラフ大震災級の災害時にも一般ごみは出ると理解しているか。
	P 6 8	ゴミ室に、し尿汚泥等を含め水分が多いとしたら、勾配をつけて常時汚水に触れる部分のコンクリートの漏水計画がなされていない。対処方法の明文化が必要。
	P 7	プラント排水とは、何を指しているのですか。 施設配置では、洗車場と調整池が隣り合わせで、洗車排水や雨水は、汚染されている可能性があるので、汚水処理の必要があるのではないかと思います。
A L	P 5 7	尾鷲市は、三方を山に囲まれおり、常にダウンウォッシュ・ダウンドロフトが起きています。 中電の火力発電所の煙突は、120m から 230m まで高くして亜硫酸ガスを拡散させていましたので、ごみ処理施設でも、230m にする必要があると思います。
	P 6 7	「停電時には、施設の受入に係る部分のみを稼働することを想定し・・・」とありますが、異常気象による災害が発生し長期間停電時において一般ごみの処理が可能なのでしょうか。